

高齢者試行雇用奨励金の創設等を行います

高齢者雇用促進奨励金のご案内

区では、働く意欲のある高齢の方が、培った知識や経験を生かして、いつまでも働ける就労環境を整備するため、高齢者雇用を積極的に進め、事業主に対して高齢者雇用促進奨励金を交付しています。

「70歳就労社会」の実現に向け、高齢者雇用をより促進するため、新たに高齢者試行雇用奨励金を創設するとともに、高齢者雇用企業奨励金の充実を図りました。

高齢者雇用制度導入奨励金
六十五歳以上への定年の引き上げまたは定年の定め廃止、希望者全員を対象とする七十歳以上までの継続雇用制度の導入などを行った事業主に対する奨励金です。

交付対象要件
「中小企業定年引上げ等奨励金」の申請を行い、支給決定を受けた区内事業主

◎「中小企業定年引上げ等奨励金」とは、雇用保険の常用被保険者数三百人以下の事業主が、六十五歳以上の定年の引き上げなどを行った場合に、一定額を支給するものです。

交付額
一事業主十万円(交付は一事業主につき一回限り)

高齢者雇用企業奨励金

六十五歳以上の区民を無料職業紹介所シルバーク中央またはハローワークの紹介により一定期間雇入れた(労働時間が週二十時間以上

に限り)事業主に対する奨励金です。

◎シルバーク中央では、おおむね五十五歳以上の方に対し、就労に関する相談や職業紹介を無料でを行います。

交付対象要件
雇入れ日現在六十五歳以上の区民と週二十時間以上の雇用契約を締結し、一年間継続雇用した事業主(平成二十四年五月一日以降は、六カ月間継続雇用した事業主)。ただし、雇用した高齢者との間に親族関係などの密接な関係がないこと

交付額
別表1のとおり

高齢者試行雇用奨励金
これまで六十五歳以上の高齢者を新たに雇用していない事業主に対し、試行的に雇い入れてもらえるよう三カ月にわたり奨励金を交付する制度です。試行雇用終了後に正式雇用となり、六カ月間雇用が継続した場合は、高齢者雇用企業奨励金の交付を受けることができます。

交付対象要件
無料職業紹介所シルバーク中央またはハローワークの紹介で、平成二十四年五月一日以降に試行雇用契約(原則三カ月間、一週間の所定労働時間が二十時間以上)を締結した事業主。ただし、次の場合は対象となりません。

・高齢者雇用企業奨励金の交付を以前に受けた場合
・高齢者試行雇用奨励金の交付をすでに二度受けた場合
・雇用した高齢者との間に親族関係などの密接な関係がある場合 など

月額三万円

共通
申請(申請書類配布)場所
区役所四階高齢者福祉課
なお、申請書などは区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎各種奨励金とも、その他の要件があります。詳しくはお問合せください。

※問合せ先
高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(3546)5354
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「定年引上げ等奨励金」については
東京高齢・障害者雇用支援センター
☎(5638)2284

・就労に関する相談・職業紹介については
シルバーク中央
☎(3551)9200

別表1

	平成24年4月30日までに雇用契約を締結	平成24年5月1日以降に雇用契約を締結
週20時間以上 30時間未満	1年間継続雇用した場合 50,000円	・6カ月間継続雇用した場合 20,000円 ・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 30,000円
週30時間以上	1年間継続雇用した場合 100,000円	・6カ月間継続雇用した場合 40,000円 ・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 60,000円

東京都シルバークパスのご案内

七十歳以上の都民の方は、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスなどを利用できる「東京都シルバークパス」を購入することができます。有効期限は発行日から平成二十四年九月三十日(日)までです。

購入方法
満七十歳になる月の初日から、最寄りのシルバークパス発行窓口(別表2参照)で手続きができます。

費用・提示の必要なもの
別表3のとおり
税制改正に伴う費用負担の経過措置実施について
平成二十四年度の住民税が「課税」の方であっても、平成二十三年中の合計所得金額が百二十五万円以下であれば経過措置の対象となり、千円でバスを購入できます。

ただし、平成二十三年中の合計所得金額が百二十五万円以下であることを確認できる書類の提示が必要です。
なお、平成二十四年度住民

別表2 東京都シルバークパス発行窓口

発行窓口	住所・電話番号	取扱時間
「馬喰横山駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋横山町4-13 都営新宿線駅構内 ☎(3661)4562	月～金曜日(土・日曜日、祝日は休み) 午前9時～午後8時
「日本橋駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋1-13-1 都営浅草線駅構内 ☎(3278)9585	年中無休(年末年始を除く) 午前9時～午後8時
「東京駅丸の内南口」都バス定期券発売所	千代田区丸の内2-7 都バス操車場内 ☎(3212)8685	月～金曜日(土・日曜日、祝日は休み) 午前11時30分～午後7時30分
「新橋駅」都営地下鉄定期券発売所	港区新橋2-21-1 都営浅草線駅構内 ☎(3574)9898	年中無休(年末年始を除く) 午前9時～午後8時
「門前仲町駅」都営地下鉄定期券発売所	江東区門前仲町2-5-2 都営大江戸線駅構内 ☎(5245)3726	月～金曜日(土・日曜日、祝日は休み) 午前9時～午後8時

◎年末年始の営業時間は変更になりますので、それぞれの発行窓口にお問合せください。

税(非)課税証明書は六月十一日(月)以降に発行できます。

※問合せ先
・シルバークパスの発行については
・介護保険料納入(決定)通知書については

東京バス協会シルバークパス専用電話 ☎(5308)6950

介護保険課介護支援係 ☎(3546)5641
住民税(非)課税証明書の発行については
税務課納税係 ☎(3546)5276
申告の手続きについては
税務課課税係 ☎(3546)5272

別表3 費用・提示の必要なもの

費用	本人の平成24年度住民税	本人の平成23年中の合計所得金額	提示の必要なもの
1,000円	非課税の方		①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)など) ②住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ◎4月から6月ごろまでは平成23年度のもので確認 ア 平成24年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄が「1」「2」「3」「特例第4」「4」のいずれかの段階が記載されたもの) イ 平成24年度住民税非課税証明書 ウ 生活保護受給証明書
	課税の方	125万円以下(経過措置対象者)	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)など) ②平成23年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ◎4月から6月ごろまでは平成23年度のもので確認 エ 平成24年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄が「5」の段階が記載されたもの) オ 平成24年度住民税課税証明書
※10,255円	課税の方		①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)など)

中央区商工観光団体 合同事務局移転のお知らせ

中央区商店街連合会、中央区工業団体連合会、中央区観光協会の事務局が、五月一日(火)に移転します。

移転先
中央区銀座1-25-3 京橋プラザ分庁舎3階
☎(6228)7907

ファクス
☎(6228)7908

電話
中央区商店街連合会 ☎(6228)7905
中央区商工観光団体合同事務局 ☎(3546)5640 (4月27日(金)まで)

※問合せ先
中央区商工観光団体合同事務局 ☎(3546)5640 (4月27日(金)まで)

※平成24年4月～9月発行分費用所得確認書類についての注意事項
◎「ア」および「エ」の「平成24年度介護保険料納入(決定)通知書」について
・4月に区から送付された仮決定通知書ではなく、6月に区から送付される本決定通知書をご用意ください。
・再発行はできませんので、お手元がない場合は「住民税(非)課税証明書」をご用意ください。
◎「イ」および「オ」の「平成24年度住民税(非)課税証明書」について
・区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月11日(月)以降発行します。
・6月初旬の平成24年度区民賦課決定までは、平成23年度住民税(非)課税証明書等により確認します。
◎「住民税(非)課税証明書」をご利用の方で、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課課税係で申告の手続きが必要です。